

提案書作成要領

本募集における提案書作成要領は、次のとおり。

1 件名

横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアー支援制度構築事業

2 業務の内容

詳細については「横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアー支援制度構築事業協働事業者の選定に係る募集要項」のとおり。

3 参加資格

次のすべてに該当する法人格を有する団体とする。

- (1) 旅行業法の第一種旅行業務または第二種旅行業務に登録していること。
- (2) 横浜市市民協働条例に基づく協働契約を締結できる者であること。
- (3) 締結した協働契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (8) 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。
- (9) 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

4 スケジュール

公募開始から実証の実施までのスケジュールは、次のとおりとする。

表 1 公募から取組までのスケジュール（予定）

日程	内容
令和 7 年 10 月 1 日	公募開始
令和 7 年 10 月 14 日	参加意向申出書の提出期限 質問書の提出期限

令和7年10月17日	提案資格確認結果の通知及び提案関係書類提出要請書の交付 質問書に対する回答の送付
令和7年10月31日	提案書提出期限
令和7年11月中旬	ヒアリングの実施 評価委員会の実施
令和7年11月中旬から下旬	結果通知書の送付
令和7年11月下旬以降	協働契約の締結、検証の実施
令和8年3月31日	本提案における実証の終了

5 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書の提出

本募集に参加意向のある事業者は、別紙6「提出様式」の参加意向申出書（様式1）及び誓約書（様式2）を提出すること。

ア 提出期限

令和7年10月14日（火） 午後5時（必着）

イ 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎30階）

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

担当：大嶋、村尾、山形

TEL：045-671-4155

E-mail：da-saiene@city.yokohama.lg.jp

ウ 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留）

- ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
- ・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課（横浜市庁舎30階）において、担当に手渡しすること。

エ 提出部数

1部

(2) 提案資格確認結果の通知及び提案関係書類提出要請書の交付

参加意向申出書を提出したものについて、提案者の資格を満たすかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、提案資格確認結果通知書を通知する。併せて、提案資格を満たす者であることを確認した全員に提案関係書類提出要請書を交付する。

ア 通知日・通知方法

令和7年10月17日（金） 午後5時までに、電子メールで送付。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた事業者は、書面により提案が認められなかつた理由の説明を求めることができる。なお書面は本市が通知を発送した日の翌日起算

で、市役所閉庁日及び土曜開庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

本市は上記書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日及び土曜開庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 質問書の提出

本要領等の内容について質問のある場合は、次により別紙 6 の質問書（様式 3）を提出すること。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全員に通知する。なお、提案資格を満たす事業者からの質問のみに回答する。

質問がない場合は、質問書の提出は不要。

（1）提出期限

令和 7 年 10 月 14 日（火） 午後 5 時まで（必着）

（2）提出方法

電子メール

※送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

（3）提出先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10（市庁舎 30 階）

横浜市脱炭素・G R E E N × E X P O 推進局循環型社会推進課

担当：大嶋、村尾、山形

TEL：045-671-4155

E-mail：da-saiene@city.yokohama.lg.jp

（4）回答日及び方法

令和 7 年 10 月 17 日（金）までに、電子メールで回答する。

7 提案書の内容

（1）提案は、次の項目について行うこと。

提案書の作成にあたっては「横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアースポット構築事業協働事業者の選定に係る募集要項」の内容を踏まえ、別紙 6 「提出様式」の様式 4、様式 5、様式 6 及び様式 7 に次の内容を記載すること。記入枠の大きさは必要に応じて変えること。また、ページ番号を記載すること。

ア 提案書（様式 4 表紙）

イ 提案内容（様式 4）

本協働事業で想定するツアースポットの内容及び横浜市による支援制度の概要を提案すること。

なお、提案には、次の（ア）から（エ）までの内容を必須事項として含めること。

（ア）実施方針

・提案の基本方針・概要等を記載すること。

（イ）実施内容

・本市と再生可能エネルギーに係る連携協定を締結している自治体の中からツ

ア－実施先自治体を選定し、行程と合わせて提案すること。

- ・想定（募集）する参加者（募集要項3（1）コの①または②のいずれか）を記載すること。
- ・参加者に対する再エネに関する啓発内容を示すこと。

（ウ）集客方法

- ・具体的な集客方法や手段を示すこと。

（エ）支援制度

- ・横浜市による再エネ連携協定ツア－支援制度の提案を示すこと。

ウ 実施体制（様式5）

本協働事業の実施体制を記載すること。なお、次の（ア）及び（イ）を必須事項として含めること。

（ア）事業遂行体制

- ・ツア－構築、ツア－実証、支援制度検討等の各業務における業務遂行体制を記載すること。

（イ）事業スケジュール

エ 類似業務履行実績（様式6）

当該類似業務の契約書等、実施されたことが証明できる資料を添付すること。

オ ワークライフバランス及び脱炭素・SDGsに関する取組（様式7）

様式7に記載されている項目について、該当する□にレ点を入れ、該当することを証明できる書類を添付すること。

カ 提案書の開示に係る意向申出書（様式8）

提案書の内容に対して開示請求があった場合の取扱いについて、意向を申し出ること。

キ 参考見積書（様式自由）

本事業における参考見積書を提出すること。なお、横浜市と事業者の負担額を区別して記載すること。

（2）用紙の大きさは原則A4縦版とすること。

（3）提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 提案は文書で簡潔に記載すること。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとすること。

エ 多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。

オ 様式4、5、6及び7について、1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とする。

8 評価基準

別紙5の「評価基準」のとおり。

9 提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年10月31日(金) 午後5時まで(必着)

(2) 提出書類及び部数

別紙6「提出様式」の提案書(様式4) 6部及び電子データ(PDF形式)

※提出された書類一式は返却しない。

(3) 提出先

事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録)すること。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(市庁舎30階)

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

担当: 大嶋、村尾、山形

TEL: 045-671-4155

(4) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しない。

イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

オ 提案内容の変更は認められない。

10 提案に関するヒアリング

評価委員会において、下記のとおり提案書の内容についてヒアリングを行う。

(1) 実施日時 令和7年11月中旬頃

(2) 実施場所 横浜市役所(予定)

(3) 出席者 総括責任者を含む3名以下とすること。

(4) その他

ア 時間等詳細については、参加者あてに別途通知する。

イ 提案書を基に、口頭で発表を行うこと。

ウ 参加者が5者以上の場合には、提案書にて書類選考を行い、最大4者を対象にヒアリングを行う。書類選考の結果については、提案書提出者全員に書類選考の結果通知書を電子メールにて送付する。

書類選考で選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

書類選考は、ヒアリングと同じ評価基準を用いて評価を行う。

11 提案に係る審議

提案内容の実施及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

表2 評価委員会の構成

名称	横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアースポーツ支援制度構築事業評価委員会
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の評価 ・評価の視点、評価項目の確認 ・評価の集計 ・ヒアリング
委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素移行推進部循環型社会推進課長
委員構成	<p>脱炭素・GREEN×EXPO推進局戦略企画部戦略企画課長</p> <p>脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素移行推進部脱炭素マネジメント課長</p> <p>脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素移行推進部脱炭素ライフスタイル推進課担当課長</p> <p>にぎわいスポーツ文化局観光MIC振興部観光MIC振興課担当課長</p>

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、協働事業者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

- (1) 通知日 令和7年11月中旬から下旬に行う。
 - (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先までに提出しなければならない。
- 本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

13 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、提案の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された書類は、協働事業者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

14 手続きにおける注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (2) 特定された提案書を提出した提案者とは、後日、要請書及び特定された提案書等に基づき、市民協働条例第12条における協働契約書（負担金型）を作成・締結する。
- (3) 参加意向申出書の提出期限以後又は参加資格確認結果の通知日以後、協働契約の締結までの期間中に参加資格を満たさなくなった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を

失うものとする。また、協働事業者として特定されている場合は、次点候補者と手続を行う。

15 無効となる提案

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本提案に関して評価委員会の委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。